

令和7年度 宇多津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助制度のご案内

宇多津町では、空き家の有効活用を図り、本町への移住・定住を促進するため、空き家を購入し、事業所として改修する際の経費の一部を補助します。

★補助対象事業

- ① 空き家バンクに登録された空き家を購入し、事業所として改修すること
- ② 空き家の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること
- ③ 法人事業者の場合・・・会社法上の本店が県外にある法人であること
改修した物件で勤務する従業者1名以上が2年未満の県外からの移住者であること
個人事業主の場合・・・個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしていること
個人事業主が1年未満の県外からの移住者であること
- ④ 国庫補助金及び他の香川県補助金等を受けていないこと。

★補助対象住宅

- ・ 空き家バンクに登録されている、または過去に登録されていた一戸建て住宅（併用住宅含む）
（アパート、マンション等は対象外です）
- ・ 申請年度内（4月～翌年2月）に改修等の完了が見込まれる住宅
- ・ この補助金を過去に受けたことがないもの

★補助事業の内容

- ① 家屋改修費・・・家屋の改修に要する経費。耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費等
- ② 通信環境整備費・・・Wi-Fi環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費（月額利用料等の維持費を除く。）

※ 以下の事業は対象外となります。

- ・ 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- ・ 庭木の剪定及び除草等
- ・ その他町長が不適当と認めた工事等

★補助金額

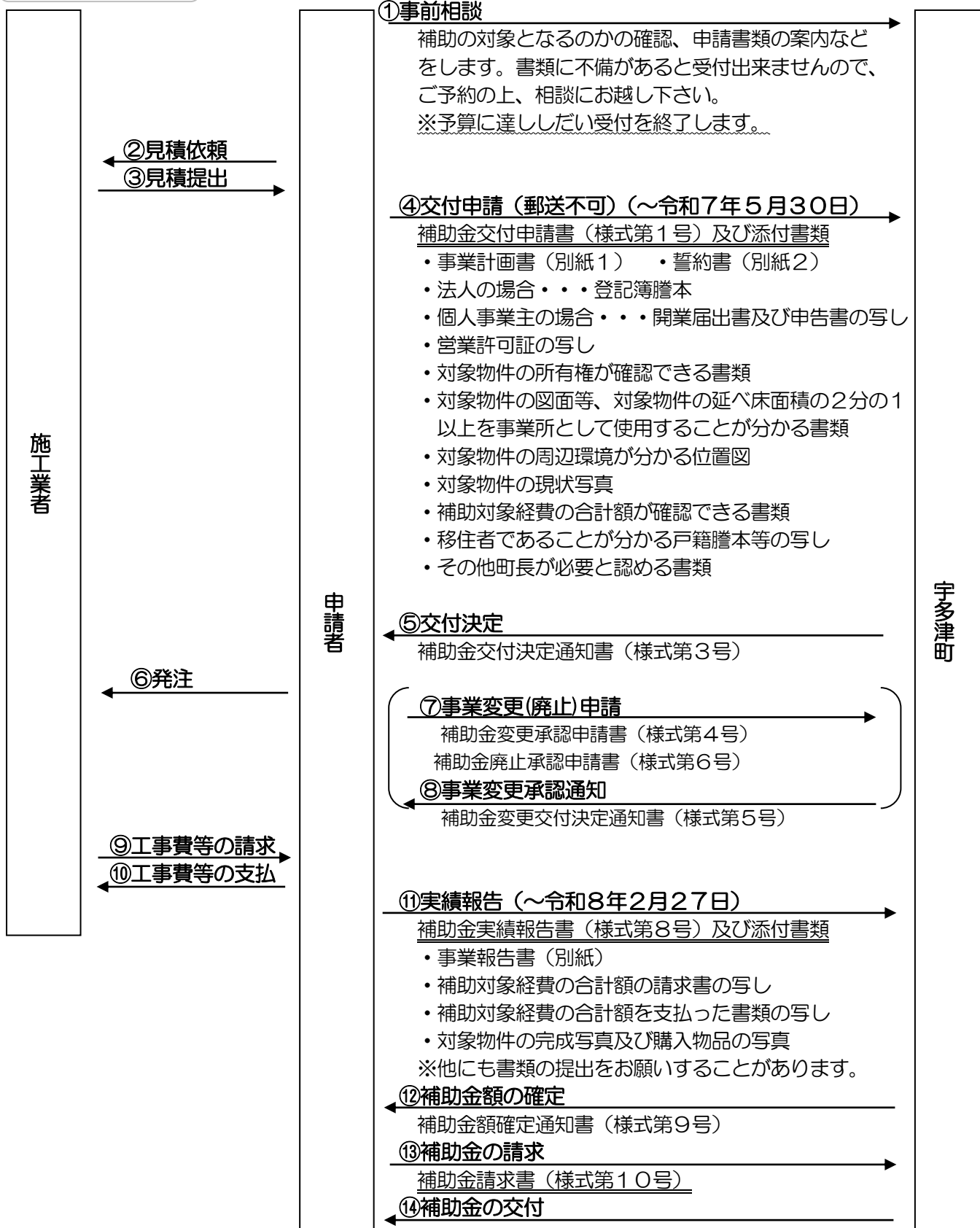
- ・ 工事等に要する金額の2分の1で、法人事業者は400万円を限度、個人事業主は200万円を限度とします。（千円未満の端数切捨て）
- ・ 補助対象経費が50万円以上であること。
- ・ 予算の範囲内で補助します。

補助要件の確認及び申請書類のご案内のため、事前のお問い合わせをお願いします。（下記連絡先）
事業内容や様式はホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

お問い合わせ 宇多津町まちづくり課（町役場2階）

電話：0877-49-8009

Eメール：machi@town.utazu.kagawa.jp



※必要に応じて空き家の現況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

【ご注意ください】

偽りその他不正な行為があったとき、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、補助対象事業の遂行ができないときは、宇多津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に基づき、その全額または一部を返還していただくことがあります。